

第 34 期目録委員会記録 No.9

第 9 回委員会

日時：2014 年 1 月 25 日（土）14～17 時

場所：日本図書館協会

出席：原井委員長、木下、河野、田代、津田、平田、古川、本多、渡邊

<事務局>磯部

[配布資料]

1. 新しい『日本目録規則』策定スケジュールと進捗状況（平成 25 年度書誌調整連絡会議提出資料案）（1 ページ-A4、国立国会図書館収集書誌部）
2. 表現種別、機器種別、キャリア種別（平成 25 年度書誌調整連絡会議提出資料案）（2 ページ-A4、国立国会図書館収集書誌部）
3. RDA の注記についての検討（8 ページ-A4、平田委員）
4. NCR 注記一覧（10 ページ-A4、平田委員）
5. 第 II 部 ユニット H 形態事項（素案）（19 ページ-A4、村上元委員）
6. 第 II 部 資料に関する記録 ユニット D タイトル（基礎レベル）（33 ページ-A4、河野委員）
7. 上位書誌レベルの記録に関する基本問題
8. 第 34 期目録委員会記録 No.8（修正案）（4 ページ-A4、事務局）
9. 第 34 期目録委員会記録 No.7（7 ページ-A4、事務局）

[報告事項ほか]

1. 議事録の確認
第 8 回記録（資料 6）について確認した。
2. 書誌調整連絡会議について（資料 1、2）
書誌調整連絡会議提出資料案の概略は次のとおりであった。
 - 資料 1 で目録委員会と国会図書館のスケジュールと進捗状況を説明する。
 - 資料 2 は表現種別、機器種別、キャリア種別の概要を示す資料となっている。
 - その他全体構成案を示す資料を作成する予定である。次いで以下のように検討した。
 - 資料 1 は連絡会議後に公開しても構わない。また、以下のことを連絡会議で取り上げてもらうよう要望することとした。
 - 文書館、博物館等との MLA 連携に備えて厳密かつ判りやすく語を定義しなくてはならないと考えられるため、新しい日本目録規則では用語の定義について見直す

ことを目標の一つにする必要がある。

[検討事項]

1. 注記について（資料 3、4）

資料について主として次のような説明があった。

- これまでは **NCR** の注記を中心に検討してきたが、今後は **RDA** の注記を中心に検討することとした。
- 「タイトルの情報源に関する注記」は日本語資料の特性まで考慮されていないので、日本語資料に必要な規程を設定するか検討の必要がある。
- 「異なる責任表示の記録」は保留としていたが、**RDA** の規程で特に問題はない。
- 「版表示の情報源」はエレメント化を検討していたが、**RDA** に倣ってエレメント化せず、「版表示に関するその他の情報」で扱う。
- 「リモートアクセス資料への最新アクセス日」はコアエレメント化を検討していたが、**RDA** に倣って注記のエレメントとして扱う。

次いで以下のように検討した。

- **NCR** では注記で扱っていたような項目だとしても **RDA** で「キャリアの記述」でエレメント化しているものについては、形態事項（資料 5）で検討する。
- 「タイトルの情報源の注記」については、タイトルの情報源に関する規程が決定するまで保留する。
- **RDA** で記録する用語としてリストアップされている語については、日本で使わないものや日本特有のものをどうするかを検討する必要がある。いずれにせよ今後のメンテナンスが容易になるように管理する必要がある。

2. タイトルについて（資料 6）

資料について主として次のような説明があった。

- 前回までは **NCR** の条文を元に検討してきたが、**RDA** にしかない規程を繰り返した。
- 「タイトルの種類」は項目立てせずに **RDA** に倣って「記録の目的」で規定する。
- 「記録の方法」に日本語のタイトル中にスペースを入れる任意規程を追加した。
- ポスターや静止画コレクションのタイトルに関する事項は、「タイトルがない資料」の規則の中で扱うことにした。
- 「複数の情報源のタイトルが相違しているとき」の電子資料のタイトルについては、**NCR** の規程の「同一のものがあればそれを本タイトルとし」というのは情報源の優先順位の規程と矛盾するので、情報源の優先順位に従って本タイトルを選定する規程にした。

次いで以下のように検討した。

- 継続資料という用語は使わない。NCR87R3 から大きな変更となるので、説明会などできちんと説明するようにする。
- RDA の「例外」に当たる部分については、「ただし、次の場合は除く」とし、例外の内容を列挙する。「例外」という見出しは使わない。
- 「タイトルのない資料」、「目録作成者付与タイトル」は、RDA に準ずる（補記とせずに情報源等を注記する方法を本則とし、全体を補記する方法を別法とする）方法にするか、NCR の方法を踏襲する（全体を補記にする）方法とするか検討する。
- RDA には「本タイトルに説明が必要なとき」の中に映像資料の予告編に関する規程があるが例示として出すに留める。

3. 順序表示について

前回の委員会で検討した順序表示（Numbering）について、以下のように追加検討した。

- 順序表示はエレメントではないとしていたが、順序表示はエレメントとして扱う。
- 音楽著作の規則の中で「順序表示」という用語を使っていたが、原語（Numeric Designation）が異なるので「番号表示」にする。

4. 自筆について

前回の委員会で検討した自筆について、以下のように追加検討した。

- 「自筆」については表現種別として採用しないが、製作手段の種類（RDA3.9）に該当する部分で扱う。

次回以降の委員会の予定

3月1日（土）

- 上位書誌レベルの記録
- 責任表示
- 版
- 注記

3月29日（土）

- タイトル

4月26日（土）